

重要なお知らせ

暴力団排除措置に伴う警察照会について

当センターでは、平成22年10月から施行されました久留米市暴力団排除条例に基づき、当センターの運営により暴力団に利益を与えることにならないよう、暴力団の利用について排除を進めているところです。

つきましては、施設の利用申請受付業務において、暴力団排除を徹底するため、暴力団員又は暴力団(員)が関与する団体などであるか否かを警察へ照会させていただいております。

なお、警察への照会に使用する個人情報、利用申請受付業務の目的以外に使用することはありません。

趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

中高年齢労働者福祉センター
サンライフ久留米